

平成 29 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 2 月 24 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 2 月 24 日 午前 10 時 40 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

「請願第 1 号 共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願」審査のため請願者を参考人招致することについて

5. 出席委員 （8 名）

| | | | |
|-------|-------|---------|---------|
| 委 員 長 | 伊 藤 壽 | 副 委 員 長 | 野 呂 和 久 |
| 委 員 | 林 則 夫 | 委 員 | 可 児 慶 志 |
| 委 員 | 中 村 悟 | 委 員 | 酒 井 正 司 |
| 委 員 | 澤 野 伸 | 委 員 | 大 平 伸 二 |

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 吉 田 隆 司 | 議会総務課長 | 松 倉 良 典 |
|--------|---------|--------|---------|

8. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 議会事務局 書 記 | 服 部 賢 介 | 議会事務局 書 記 | 村 田 陽 子 |
|--------------|---------|--------------|---------|

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより総務企画委員会を開会いたします。

本日は、請願第 1 号 共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願審査のため、請願者を参考人招致することについてを議題といたします。

可児市議会基本条例第 6 条第 4 項におきまして、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情した者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと定めております。当委員会には請願第 1 号が付託されており、本日は請願者の意見を聞くかどうかを決定したいと思います。

これにつきまして、御意見のある方はありませんか、よろしく申し上げます。

では、委員の方の発言、よろしく申し上げます。

○委員（澤野 伸君） 私は、先ほど本会議場において、紹介議員から請願趣旨についてるる細かく説明がなされておりましたし、いわゆる法案提出までまだ出ていないという時期もあります。十分、委員の中で中身の理解を深めなければならないというところもあろうかと思いますが、あえて参考人を招致するまでには至らないという判断を私自身は思っております。紹介議員が 2 名いらっしゃいますので、委員会の中でも必要とあらば、紹介議員からの説明を再度求める方法も残されておりますので、あえて提出者の参考人を招致するまでには至らないという考えであります。

○委員（酒井正司君） 私は別の視点から、参考人招致をすることには反対です。

まず請願とは何かということを見ますと、国や地方公共団体に意見や要望、苦情の要請を行うことなんです。この請願を見ますと、最後の部分ですね、国、関係機関に意見書を提出されることを請願しますということは、まず議会が採択をして、その意見書をつくるという作業も含まれるわけですね。果たしてその作業までが請願としてふさわしい形態かということに非常に疑問を感じます。議会に対しての請願でも一部分はあるわけですから、そういう意味から見て、請願の形態をとっていないと、要件が足りていないということから、請願そのものを認めることができないという意見です。以上です。

○副委員長（野呂和久君） 先ほど澤野委員もおっしゃったように、まだ法案自体も提出をされていないということで、中身については本当にまだわからないというのが実際のところで、共謀罪の適用される範囲自体も新聞報道ではいろいろ言われていますが、実際どういうぐらゐの範囲かということもわからなくて、出された方はすごい御心配の中でこうした意見書を出してほしいということで請願を出されてはいると思いますが、どうしても材料がないがために、時には感情論とってはおかしいですが、そういう方向では、またきちっとした審議というところでは、なかなか難しいところもあると思います。まず私たち委員がこの共謀罪の創設についてしっかりと調査研究をした上で、この請願についてはしっかりと審議をしていったらいいのではないかと思います。参考人招致は今回は見送って、しっかりと委員の中で審査をし、先ほど澤野委員がおっしゃったように、紹介議員をお呼びして、そういう中でまた議論をしていけばいいのではないかと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか、御意見。

〔「なし」の声あり〕

ほかにないようでしたら、これより請願第1号 共謀罪（テロ準備罪）創設に反対する請願審査のため請願者を参考人招致することについて、挙手により採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、参考人を招致することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

済みません、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時53分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願者を参考人招致することにつきましては、挙手ゼロであり、よって、参考人を招致しないということに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、これにて総務企画委員会を終了いたします。

次回は平成29年3月14日、予算決算委員会終了後に第1委員会室にて委員会を開催いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前10時53分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 2 月 24 日

可児市総務企画委員会委員長